

### 【自治体向けセミナー「市民後見人育成事業への取組み」参加報告】

平成26年7月11日（金）、全国の自治体及び社会福祉協議会の担当者を主な対象に、リーガルサポート主催の「市民後見人育成事業への取組み」と題したセミナーが、法務省や総務省、日本成年後見法学会など多数の後援を得て、中央大学駿河台記念館にて開催されました。当日は、大型の台風8号が関東に接近し、影響が懸念されましたが、北は北海道から南は九州まで、全国各地から集まった定員を超える参加者で会場はぎっしりと埋め尽くされ、市民後見人育成事業に対する全国的な関心の高さを窺わせました。

セミナーはまず、厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症・虐待防止対策推進室の安藤正純課長補佐による「市民後見人の育成及び活用に向けた取組み」と題した基調講演で始まりました。講演では認知症高齢者の現状や日常生活自立度Ⅱ以上の認知症高齢者の将来推計、高齢者の世帯形態の将来推計などを概観した上で、今後の利用増加が見込まれる成年後見制度に係る厚生労働省のこれまでの取組みについて説明がなされました。

まず、法改正の分野においては、成年後見制度創設時、老人福祉法の改正によって市町村長に後見等開始の審判の申立権を付与、平成18年の介護保険法の改正では成年後見制度の申立てに要する費用や成年後見人等の報酬を助成する「成年後見制度利用支援事業」を市町村の地域支援事業（任意事業）として実施、平成24年には老人福祉法に第32条の2が創設され、後見業務を適切に行うことができる人材の育成及び活用のための研修の実施や家庭裁判所への推薦、その他必要な措置を講ずることが市町村の努力義務とされました。

予算措置の分野においては平成23年度から「市民後見推進事業」が実施され、平成25年度は全国34都道府県の128の市町村がこの事業を利用して市民後見人の育成事業に取り組んでいます。また計画策定の分野においては認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）の中で、全ての市町村で市民後見人の育成・支援組織の体制整備を図ることが将来的な目標として位置づけられました。講演の最後には、他市町村の取組みの現状に関する情報提供等、厚生労働省としてこれからも各地の市民後見人育成事業を支援していくとの方針が示されました。

次にセミナー1としてリーガルサポートの市民後見人育成事業支援委員会の中村文彦委員長から「市民後見人育成事業の立案・実施に向けての提案Ver. 2」の発表がありました。これは昨年9月に同会場で行われた初めての自治体向けセミナーにおいて発表されたVer. 1をグレードアップしたものです。

発表は、市民後見人登場の背景や自治体が育成事業に取り組む必要性と意義を述べた上で、育成事業の立ち上げ方や体制づくり、カリキュラムなど市民後見人養成研修の実施方法、養成後の支援体制や支援機関の運営方法など、育成事業を実施する具体的な方法論について説明がなされ、育成事業が現在進行中の自治体にとっても、特にこれから育成事業を始めようとする自治体にとっては、自らの地域の事情に合った事業の実施方

法を模索し、構築していく上で大変参考になったものと思われます。もちろん、その模索し、構築していく過程においてはリーガルサポートが関与し、支援していくことが求められています。

そして、セミナー最後のプログラム、セミナー2では実際に市民後見人の育成支援を実施している関係機関の方々から具体的な実施例報告がなされました。最初に一般社団法人多摩南部成年後見センターの小宮保夫所長が報告を行いました。多摩南部成年後見センターは、東京都多摩南部に位置する調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市の5市が予算を共同で出し合って運営する市民後見人の育成支援実施機関であり、平成12年の介護保険法改正当初から設立に向けた準備を始め、平成15年7月に設立された法人です。現在は74件の法人後見と個人の市民後見人（東京都においては「社会貢献型後見人」）の後見監督人を受任し、困難案件については専門職後見人へつなぐ制度があります。また、医療同意や死後事務、相続の問題など後見業務を行う上での実務上の課題についても指摘がありました。

2人目に、長野県の松本市社会福祉協議会「成年後見支援センターかけはし」の鳥羽弘幸成年後見支援係長が登壇されました。松本市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村の2市5村を事業対象市村とし、各市村から補助金の交付を受けて運営されています。成年後見制度の利用が適当と思われるが候補者がいない方の受け皿、セーフティネットとしての機能を重視した運営をされていますが、市民後見人の養成自体はまだこれからという状況にあります。センターの設置前からリーガルサポート会員の関わりも深く、成年後見支援センター設置の必要性を唱えた松本市の権利擁護実務者連絡会の委員として、また設置後もセンターの運営を協議検討する運営委員会の委員、事例検討や候補者の選定を行う小委員会の委員として、リーガルサポートの会員が深くその育成事業に関わっているようです。

最後に、山梨県の笛吹市社会福祉協議会「後見センターふえふき」の萩原学相談支援員が事例報告を行いました。受任形態としては多摩南部成年後見センター同様、法人後見及び個人の市民後見人の後見監督人とのことです。市民後見人養成の効果として権利擁護など本人側のものだけでなく、市民後見人を務める地域住民の喜びや生きがいを高められたことを実感されているようです。発表の最後には地域福祉の窓口として社会福祉協議会が権利擁護に取り組む意義（役割）や視点についても言及がありました。

その後の質疑応答では、死後事務や相続の問題、支援機関を立ち上げ、運営する上での財政的な課題や、法人後見から個人後見へのリレー方式について質問がなされ、登壇者から様々な回答がなされました。多摩南部成年後見センターの小宮保夫所長の「自治体はこの事業に主体的に取り組み、社会福祉協議会等に決して丸投げすることのないように」という言葉が印象的でした。このことは、後述する「市民後見人憲章（案）」にも登場します。

そして、セミナーの最後、梶田美穂常任理事より、リーガルサポートが考える市民後

見人及び市民後見人育成事業のあるべき姿を策定した「市民後見人憲章（案）」が会場に向けて発表されました。憲章文の読み上げとともに、趣旨説明もあわせてされました。閉会間際にもかかわらず席を立つ方はほとんどなく、来場者の方々も真剣に耳を傾けておられる様子でした。

リーガルサポートが平成17年に初めて提言した「市民後見人」の全国への確かな広まりを実感し、そしてリーガルサポートが各地の市民後見人育成事業を推進し、積極的に関与していく意義を考える、そんな有意義なセミナーだったのではないかと思います。